

交通安全情報

～令和8年 No.11～



令和8年4月27日発行
旭川方面本部交通課

ちょっと待って！ それ詐欺です！



本年4月から自転車の交通反則通告制度の適用が始まりましたが、現在、全国的に
警察官を名乗り、反則金と称して
お金を騙し取る特殊詐欺

が多発しています。

警察官が取締現場で反則金を徴収する
ことは絶対にありません。

警察官を名乗って反則金を要求してきた場合は、すぐに110番通報してください。



～反則金の納付場所～

反則金は、金融機関の窓口（銀行又は郵便局）でのみ納付できます。

取締現場で警察官から渡される納付書を持参のうえ、納付期限までに納付してください。

